

山形県地方就職学生支援事業（地方就職支援金）

東京圏にお住いの大学生・大学院生のみなさん！！
山形県へ就職・移住する大学生・大学院生を応援します！！

山形県内の企業への選考面接に係る**交通費**の一部、
山形県内への移住に係る**移転費**を助成します！！

対象経費

- ・ 県内企業の選考面接に係る**交通費**
- ・ 県内への移住に係る**移転費**

※申請にあたっては要件があります。

詳しくは裏面をご確認ください。

支給額

交通費：**最大 11,900 円**

移転費：**実費又は最大 81,500 円**

※支給額については申請先市町へお問合せください。

対象者

本部が都内にある大学の東京圏（※）にある
キャンパスに在学する卒業年度の学生

※東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

申請期間

令和7年4月1日 ～ 令和8年2月末日

申請先

移住（予定）先の市町

※以下の市町で実施を予定しております。

対象の大学は
こちら



実施市町（予定）

山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、寒河江市、上山市、天童市、東根市、
南陽市、山辺町、中山町、金山町、白鷹町



詳しくは県HPを
ご確認ください。

山形県地方就職学生支援事業



「山形県UIターン

就職活動交通費助成事業費補助金」

地方就職支援金のほかに
県内へのUIターン希望者
向けに交通費助成を行って
います！

※地方就職支援金と同一の交通費を
重複して申請することができません。



※市町村でも独自に実施している助成金があります

■申請に係る主な要件

移住に関する要件	
移住元に関する要件	①本部が都内にある大学の東京圏（※）にあるキャンパスに在学する卒業年度の学生。 ※東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県 ②大学・大学院の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住している。
移住先に関する要件	①山形県内に移住したこと。（就職活動等にかかる経費（交通費）については、山形県に所在する企業に就職することが内定していること。） ②地方就職学生支援金の申請時において、卒業・修了日から１年以内かつ就業開始日から１年以内であること。（在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前１年以内であること。） ③移住先の市町村に、地方就職支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。
その他の要件	①日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住」者のいずれかの在留資格を有すること。 ②その他山形県及び市町村が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
就業に関する要件	
就業先に関する要件	①勤務地が山形県内に所在すること。 ②暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。 ③官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。ただし、市町村が指定した機関であれば対象とする。 ④就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、移住に係る経費（移転費）については対象とする。
就業条件等に関する要件	①週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。 ②山形県内への勤務地限定型社員として採用予定であること。

※申請要件は全て満たす必要があります。

※上記要件の他にも満たすべき要件がありますので、詳しくは各市町村の窓口にご確認ください。

■申請方法について

申請方法	申請書と必要書類を添えて、各市町の窓口申請してください。 年度内の受付は２月末日までです。 ※地方就職支援金は各市町の予算の範囲内で実施しています。予算上の理由等により支援金の交付が不可となる可能性がございますので、申請前に必ず移住予定先の市町の窓口までお問い合わせください。
------	--

※ 注 意 事 項 ※

※対象市町から転居した場合または対象の職を辞職した場合等には地方就職支援金の一部又は全部返還が求められる場合があります。

※地方就職支援金と「山形県ＵＩターン交通費助成事業費補助金」において同一の交通費を重複して申請することができません。